



Title	古語拾遺伝本系統考
Author(s)	宮澤, 俊雅
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 105, 113-135
Issue Date	2001-11-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/34004
Type	bulletin (article)
File Information	105_PR113-135.pdf



[Instructions for use](#)

古語拾遺伝本系統考

宮 澤 俊 雅

—

伝本が三本の場合を、古語拾遺を例に考察する。もちろん、古語拾遺の伝本が三本しかないというわけではない。影印公刊された古写伝本が三本あり、それに基づく校訂本も容易に見ることができるところからである。

古語拾遺伝本の三本は

嘉禄本 天理図書館蔵。天理図書館善本叢書1 『古代史籍集』、一九七二年

亮順本 前田家尊経閣蔵。尊経閣叢刊 『古語拾遺』、一九二六年

暦仁本 天理図書館蔵。天理図書館善本叢書1 『古代史籍集』、一九七二年

である。ただし、暦仁本は巻首の四半を欠いており、この部分を除く後部四分之三でのみ三本の比較を行うこととす

る。三本間で異同のある所を次頁以下に嘉禄本の行数を示して、出現順に挙げる。それらをまた、二種の校訂本

◇安田尚道・秋本吉徳校注『古語拾遺 高橋氏文』（新撰日本古典文庫4）、一九七六年7月、現代思潮社。

○西宮一民『古語拾遺』（岩波文庫）一九八五年3月、岩波書店。

の本文に共に採用されている字面に◎印を、一方にのみ採用されている字面には◇（新撰日本古典文庫）または○（岩波文庫）を付した。

行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本
○六七	◎今	◎今	令	○七二	◎今	令	◎今	○七七	◇小	◇小	○少
○六七	◎ナシ	◎ナシ	此□	○七三	◎蛇	◎蛇	◎蛇	○七八	彦	彦	◎産
○六八	◎之	ナシ	ナシ	○七三	◎ナシ	々	◎々	○七八	◎国	◎国	◎国
○六八	◎調也	◎調也	詞	○七三	◎蛇	◎蛇	ナシ	○七八	◎共	◎共	◎共
○六八	◎曰	白	◎曰	○七四	◎征	◎征	◎征	○八〇	◎ナシ	◎ナシ	◎ナシ
○六九	◎鳴	◎鳴	鳥	○七五	◎産	◎産	◎産	○八二	◎高	◎高	◎産
○七〇	◎ナシ	◎ナシ	祓	○七五	◎也	ナシ	ナシ	○八三	彦	◎産	◎産
○七〇	◎及	◎及	乃	○七五	◎鳴	◎鳴	鳥	○八三	◎ナシ	◎ナシ	◎産
○七一	◎鳴	◎鳴	鳥	○七六	◎ナシ	◎ナシ	也	○八三	◇ナシ	◇ナシ	◎也
○七二	◎ナシ	◎ナシ	々	○七六	◎アリ	◎アリ	ナシ	○八三	◎ナシ	◎ナシ	◎也

一七八	◎今	令	令	一九〇	◎於	◎於	ナシ	二〇二	◎ナシ	◎ナシ	曰
一七七	◎ナシ	◎ナシ	弓	一九〇	◎典	◎典	曲	二〇一	◎調	◎詞	◎調
一七六	◎六年	◎六年	ナシ	一九〇	◎叙	◎叙	劍	一九七	◎蔵	◎蔵	茂
一七五	◎也	ナシ	ナシ	一八九	◎熱	◎勢	◎熱	一九七	◎奕	◎奕	并
一七五	◎侶	◎侶	呂	一八八	◎徒	◎從	◎徒	一九六	◎稚	◎雅	◎稚
一七五	◎侶	◎侶	呂	一八七	◎媛	◎姫	◎媛	一九六	◎後	◎後	復
一七五	◎止	◎止	日	一八七	◎簀	◎簀	賣	一九六	◎於	◎於	◎於
一七五	◎止	◎止	土	一八六	◎以	◎以	ナシ	一九五	◎褒	◎褒	裔
一七四	◎呂	◎呂	侶	一八三	◎皇	◎皇	王	一九五	◎以	◎以	◎以
一七四	◎保	◎保	ナシ	一八二	◎深	◎深	(欠)	一九四	◎而	◎而	◎而
一七三	◎(大字)	◎(大字)	(小字)	一八一	◎始	◎如	◎如	一九四	◎県	◎県	◎懸
一七三	◎參	◎參	◎參	一八〇	◎十	◎千	◎十	一九三	◎氏	◎民	◎民
一七〇	◇命	◇命	◎今	一八〇	◇(双注)	◇(双注)	◎ナシ	一九二	◎県	◎県	◎懸
一六九	◎ナシ	◎ナシ	身	一七九	◇太	◎大	◎大	一九二	ナシ	ナシ	◎至
一六九	ナシ	◎筒	◎筒	一七八	◇乎	◇乎	◎于	一九一	◎矣	◎矣	ナシ
一六七	◎瑞	◎瑞	端	一七八	ナシ	◎皮	◎皮	一九〇	◎稚	◎雅	◎稚
行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本

	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本
二三一	◎因	日	□	二四六	◇彼	◇彼	○後	二六四	◇可	○ナシ	○ナシ	○ナシ
二三三	◎神宮	◎神宮	神	二四七	◎又	ナシ	◎又	二六六	◎似	以	◎似	
二二三	◎本	◎本	ナシ	二四八	◎間	◎間	門	二六六	◎令	◎令	今	
二三五	◎猿	◎猿	媛	二四八	◎殊	孫	◎殊	二六六	◎々	女	女	
二三五	◎亦	◎亦	示	二五二	◎大	◎大	◎大	二六六	◎鳥	馬	◎鳥	
二三六	◎氏	◎氏	ナシ	二五四	◎跡	◎跡	◎迹	二六六	◎ナシ	◎ナシ	也	
二三七	◇二	○齊部	○齊部	二五五	◎大	◎大	◎大	二六六	◎肱	肱	肚	
二三七	◎所	ナシ	◎所	二五七	媛	◎猿	媛	二六七	◎及	◎及	ナシ	ナシ
二三七	ナシ	◎帝殿	◎帝殿	二五八	◎盾	◎盾	楯	二六七	◇来	○米	米	未
二三八	◎官	◎官	宮	二五八	◎倭	◎倭	綏	二六七	◎占	◎占	古	古
二三八	◎伐	◎伐	代	二六〇	◎裔	◎裔	◎裔	二六七	◎歲	◎歲	◎歲	◎歲
二三九	◎畢之	◎畢之	了	二六一	◇太	◎大	◎大	二六七	◎崇	◎崇	◎崇	◎崇
二四〇	◎乃	巧	◎乃	二六一	◎宮	◎宮	官	二六九	◎乃	◎乃	◎乃	及
二四〇	◎所	◎所	◇可	二六二	ナシ	◎見	◎見	二七〇	◎阿不氣	◎阿不氣	◎阿不氣	々之
二四五	◎恣	◎恣	忠	二六二	◎刊	◎刊	削	二七一	◇是所	◎可	◎可	◎可
二四六	◎因	罔	罔	二六四	◎之	◎之	ナシ	二七一	◎厭	◎厭	厭	

行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本	行	嘉禄本	亮順本	曆仁本
二七二	◇以	◇以	○ナシ	二七五	◎古疑	凝	凝	二八二	◎秩	◎秩	秩
二七二	◇ナシ	○玉	○玉	二七六	○ナシ	◇雖	○ナシ	二八四	◎含	◎含	食
二七三	◎ナシ	◎ナシ	却	二七六	◎存	◎存	在	二八五	◎実	◎実	宝
二七三	◎白馬	◎白馬	ナシ	二七八	◎今	宇	◎今	二八六	◎庶	◎庶	蔗
二七五	◇訖	○説	○説	二七八	◎洲	◎洲	州	二八六	◎曲	◎典	曲

伝本が三本の場合の異文対立は、各本の独自異文と、三本がそれぞれ異なる鼎立異文の四種のみである。その数、

独自異文 嘉禄本 五四例

亮順本 五八例

曆仁本 一五八例

鼎立異文 八例

となるが、独自異文の数から三本のおおよその関係は、三本の分岐点から各本までの距離が、嘉禄本一・亮順本一・曆仁本三の比になっており、嘉禄本と亮順本が近く、曆仁本が遠い関係になっている。

それぞれの独自異文について他本との優劣比較ができるのは、嘉祿本については次の一八例である。優位の方に○印を付する。

行

嘉祿本

亮順本・曆仁本

○八三

高皇彦靈尊

○高皇産靈尊

○九一

天葦原瑞穗國者

○夫天葦原瑞穗國者

○九五

與同床共殿以為齊鏡

○可與同床共殿以為齊鏡

一〇四

(小字)

○(大字)

一〇四

矣

○ナシ

仍使大伴遠祖天忍日命帥來目部遠祖〔矣〕天患津大來自命、帶仗前驅

一一一

狹田彦大神

○猿田彦大神

一一八

以所顯名為氏姓

○以所顯神名為氏姓

一一八

今彼男女皆名猿女君

○今彼氏男女皆名猿女君

一三一

(小字)

○(大字)

宮柱布都之季立

- 一三八 与調物、貢進其玉 ○与調物共、貢進其玉
一五〇 魂留産、生産靈 ○魂留産靈、生産靈
一五四 ○造備矛盾、其物既備 造矛盾、其物既備、
一六〇 宮内立蔵、号齊蔵 ○宮内立蔵、号曰齊蔵
一六九 天目一神裔 ○天目一神筒裔
一七八 ○今神祇之祭 令神祇之祭
一九三 百廿縣氏 ○百廿縣民
二〇六 令秦漢二氏為内蔵大蔵 ○今秦漢二氏為内蔵大蔵
二六二 所載官例、未刊除 ○所載官例、未見刊除

嘉禄本の独自異文が優位のもの二例、劣位のもの一六例である。

三

次に同様にして、亮順本の独自異文について他本との優劣比較ができるのは次の二八例である。(行数は嘉禄本による)

行

亮順本

嘉祿本・曆仁本

○七二

令在石上神宮

○今在石上神宮

○七八

其勳力、一心、經營天下

○共勳力、一心、經營天下

○八〇

咸蒙恩賴、神皆有効驗也

○咸蒙恩賴、皆有効驗也

○八五

是甕連日神之子

○是甕速日神之子

○九九

惟尔二神、共侍殿内

○惟尔二神、共侍殿内

一〇二

仍令諸神、亦與倍從

○仍令諸神、亦與陪從

一〇四

矢忍日命

○天忍日命

一〇七

天鋌女命

○天 鋌女命

一〇八

露其胸乳、扞下裳帶

○露其胸乳、抑下裳帶

一二五

饒日命

○饒 速日命

一二八

奉導震駕

○奉導宸駕

一二八

達都檀原、經營帝宅

○建都檀原、經營帝宅

一二九

富命

○天富命

一六三

國中人民、所犯之

○國中人民、所犯之罪

一八〇

於伊勢國五千鈴川上

○於伊勢國五十鈴川上

一九〇

至於磐余雅櫻朝

○至於磐余稚櫻朝

- 一九四 率十七縣民而來朝 ○率十七縣民而來朝
- 一九六 至後磐余稚櫻朝 ○至於後磐余稚櫻朝
- 一九六 至後磐余雅櫻朝 ○至於後磐余雅櫻朝
- 二二〇 敷奏施行、當時獨步 ○敷奏施行、當時獨步
- 二二四 至於錄切酬庸 ○至於錄功酬庸
- 二二六 自日本武尊催施之年 ○自日本武尊凱旋之年
- 二三七 不預二氏、遺三也 ○不預二氏、所遺三也
- 二五〇 孫降齊部、為八位官 ○殊降齊部、為八位官
- 二五七 ○猿女 媛女
- 二六〇 神襲亡散、其葉將絶 ○神裔亡散、其葉將絶
- 二六七 御蔵神為崇 ○御歳神為崇
- 二七八 方宇聖賢、初啓照堯 ○方今聖賢、初啓照堯

亮順本の独自異文が優位のもの一例、劣位のもの二七例である。

四

次に同様にして、曆仁本の独自異文について他本との優劣比較ができるのは次の六二例である。

行

曆仁本

嘉禄本・亮順本

○六七

令指樂事謂之多能志

○今指樂事謂之多能志

○七〇

首髮乃手足爪

○首髮及手足爪

○七四

倭武尊東往之年

○倭武尊東征之年

○七五

即以此劔、稜草得免

○即以此劔、雜草得免

○七六

ナシ

○遂就於根國以下約四〇字

○七七

○少彦名神

○小彦名神

○七八

遁常世闕

○遁常世國

○七八

○高皇産靈神

○高皇彦靈神

○八二

皇産靈神

○高皇彦靈神

○八三

○皇産靈神

○高皇彦靈神

○八六

某子事代主神

○其子事代主神

一〇〇 宜護

○護宜 能為防護、宜以高天原所御齊庭之穗、尔當御於吾兒矣

一一二 仍常誦設、遂以為職

○仍常誦設、遂以為職

一二二 謂之借守者、彼詞轉也

○謂之借守者、彼詞之轉也

一三三 神武天皇東征之年

○神武天皇東征之年

一四四 督將无戎、剪除兇渠

○督將无戎、剪除兇渠

一七八 奉導宸賀

○奉導宸賀

一三一 高天原

○高天乃原尔

一三一 高天原

○高天乃原尔

一三二 美豆乃御殿

○美豆乃御殿乎

一三三 命在紀伊国名草郡

○今在紀伊国名草郡

一三九 古語阿良多陪

○古語阿良多倍

一四一 命在彼國

○今在彼國

一四五 今上總下總二國是也

○今為上總下總二國是也

一四八 調庸外、貢八百竿

○調庸之外、貢八百竿

一六三 天罪者、上既說、國罪者

○天罪者、上既設訖、國罪者

一六九 以為護身御璽

以為護御璽

一七〇 今踐祚天之日所獻

命踐祚天之日所獻

- 一七四 伊佐登志 ○伊佐登保志
- 一七六 又祭八十万群神 ○又六年祭八十万群神
- 一七七 ○男弓弭之調、女手末之調 男弭之調、女手末之調
- 一八〇 ○ナシ (双注) 仍隨(天皇第二皇女母皇后狹穗姬)神教
- 一八六 草薙劔、授日本武命 ○以草薙劔、授日本武命
- 一八七 宮賣媛 ○宮賣媛
- 一九〇 未劔礼典 ○未叙礼典
- 一九二 ○至於輕嶋豐明朝 於輕嶋豐明朝
- 一九五 各以万計、足可裔賞 ○各以万計、足可褒賞
- 一九六 復磐余稚櫻朝 ○後磐余稚櫻朝
- 一九七 齊茂之傍、更建内藏 ○齊藏之傍、更建内藏
- 二〇二 ○賜姓曰宇豆鹿佐 賜姓宇豆麻佐
- 二〇二 ○賜姓曰宇豆鹿佐 賜姓宇豆麻佐
- 二〇三 今信猶然 ○今俗猶然
- 二〇七 小治日朝 ○小治田朝
- 二〇七 大王之胤 ○太玉之胤
- 二一〇 入掌劔王族 ○令掌叙王族

- 二二二 不能繼職 ○不能繼其職
二二二 ○陵遲衰微、以至于今 陵遲衰微、以至于今
二二五 ○其三宿祢 三曰宿祢
二二五 其三宿祢 ○三曰宿祢
二二六 目以為姓也 ○因以為姓也
二二七 至大寶年 ○至大寶年中
二一九 至天平中 ○至天平年中
二二三 叙伊勢神 ○叙伊勢神宮
二三六 三之職、不可相離 ○三氏之職、不可相離
二三八 代以齊斧 ○伐以齊斧
二四五 中臣朝臣常忠、改奏詞云 ○中臣朝臣常、恣改奏詞云
二四八 中門以來 ○中間以來
二五二 太宰主神司 ○太宰主神司
二六一 伊勢大神宮 ○伊勢大神宮
二七二 ○古語意子都須玉 古語以意子都須玉
二八四 忽然遷化、食恨地下 ○忽然遷化、含恨地下
二八六 蔗斯文之高達 ○蔗斯文之高達

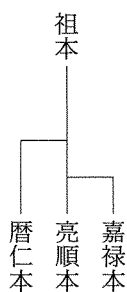
曆仁本の独自異文が優位のもの一二例、劣位のもの五〇例である。

五

以上をまとめると

嘉禄本優位	二例	嘉禄本劣位	一六例
亮順本優位	一例	亮順本劣位	二七例
曆仁本優位	一二例	曆仁本劣位	五〇例

となる。祖本からの接点は三本の分岐点と曆仁本とを結ぶ路線上にあると言ってよいであろう。そこで、三本の系統的関係は次のようになる。



曆仁本と他の本の字面が相違するときは、どちらが原形であるか、判定に十分の注意が必要である。また、嘉禄本と亮順本の独自異文は、特別の条件が無い限り、原形ではないと見なして良いことになる。

曆仁本の独自異文は一五九例の内、六二例については上述のように、その約二割を原形として認定できるが、他の九七例については優劣の判定を保留せざるを得ない。すなわち、曆仁本の独自異文で校訂本文として採用されてもよいものは一二例以上一〇九例以下ということになる。そして、実際の校訂本文では、新撰日本古典文庫が九例、岩波文庫が一九例の曆仁本独自異文を採用しているに過ぎない。

亮順本の独自異文は五八例のうち、二八例については上述のようにそのほとんどを原形として認定することができない。この状況では、一例ある亮順本優位の独自異文も祖本に既にあつた誤写を亮順本が訂したと見た方が良くであろう。すなわち、亮順本の独自異文は校訂本文として採用しない方が良くということになる。そして、実際の校訂本文でも、新撰日本古典文庫が三例、岩波文庫が四例の亮順本独自異文を採用しているに過ぎない。

嘉禄本の独自異文は五四例のうち、一八例については、上述のように、そのほとんどを原形として認定することができる。この状況では、二例ある嘉禄本優位の独自異文も祖本に既にあつた誤写を嘉禄本が訂したと見た方が良くであろう。すなわち、嘉禄本の独自異文は校訂本文として採用しない方が良くということになる。しかし、実際の校訂本文では、新撰日本古典文庫が三一例、岩波文庫が二二例に及ぶ嘉禄本独自異文を採用している。両文庫とも、底本とした嘉禄本の字面をみだりに改めない方針に則っており、特に新撰日本古典文庫にその傾向が著しい。他の本に見られぬ独自異文の場合は、それを校訂本文に採るには慎重を期すべきであろう。両文庫が無批判に嘉禄本の字面を採用し、疑点を生ぜしめた若干例を次に挙げる。

宮柱（みやはしら） ふとしり立てて（新撰日本古典文庫）

宮柱（みやはしら） ふとしり立て（岩波文庫）

嘉禄本は古事記・祝詞が「宮柱ふとしり」であることから、「ふとしく」を誤りと見て直したものであろう。

二三七 今伊勢宮司、獨任中臣氏、不預齊部氏、所遣三也↓嘉禄本 不預二氏

二の氏を預けず（新撰日本古典文庫）

二氏を預らしめず（岩波文庫）

ここは、中臣・齊部二氏相副 ↓ 猿女之祖亦 ↓ 三氏之職 ↓ 獨任中臣氏 という次第で最後に「不預…氏」となる。「不預齊部氏」を「不預二氏（齊藤氏・猿女氏）」に改めたのであろうか。

二四六 中臣朝臣常、恣改奏詞云、「中臣率齊部、候御門」者、彼省罔修、永為後例、于今未改、所遣五也

↓ 嘉禄本 彼省因修

彼（か）の省（つかさ）、因循（したが）ひて永（ひたぶる）に後（のち）の例（あと）と為（な）して

（新撰日本古典文庫）

彼（そ）の省（つかさ）、因循（したが）ひて永（なが）く後（のち）の例（ためし）と為（な）して

（岩波文庫）

両文庫とも「修」字を嘉禄本・亮順本は「循」、曆仁本のみ「修」としているが、嘉禄本・亮順本ともに字の右下は「月」であって「目」ではないので、「修」字と見るべきであろう。「罔修」の字面で文意を考えてはどうか。

六

最後に、新撰日本古典文庫と岩波文庫との間で異なる見解が示されている二つの事柄について付言しておく。一つは、「拾遺」の意味についてである。新撰日本古典文庫では、

一体『古語拾遺』という書名は、「古語」の遺れるものを拾い集めたもの、という意と考えられるが、「古語」という語は、昔語り・古伝承の意と、古い語句の意との両様に解せられる。(中略)本書における「古語」の使用例を見ると、(中略)語句に重点が置かれており、古伝承をさして「古語」という例は見られないのである。

また「遺」は、本書では「所遺」という形で用いられており、序文には、「国史家牒雖載其由略、一二委曲猶有所遺、(中略)」とある。これは本書後段に、(中略)掲げられた、一ヶ条の「所遺」と対応するものであって、「正しい由来が忘れられ、現在では誤った形で行われていること」の意と理解される。

とし、校注訓読文においても「所遺」のすべてを「あやまるところ」と訓読している。

これに対し岩波文庫は

まず、「遺」には「誤る」意はないことを自覚する必要がある。嘉禄本のアヤマテルの訓によつて文脈を考え、さ

らに「拾遺」の「遺」の解釈に及ぼすから評価まで誤ってしまうのであって、「遺」は「忘れる・漏れる・残る」の意である。(中略)

「所遺」の十一ヶ条も内容を検すると、「昔はこうだった。今はこう変ってしまった。この「昔」(古伝承)が遺漏しているのだ」という意である。

としている。

新撰日本古典文庫の記述は、訓読文の凡例に「東京大学大学院における古語拾遺講読会の成果も参考に」したとある通り、大学院演習「文学理論の研究」の上代研究班が提出したレポートにある次の文に基づくものである。

「古語拾遺」という書名は、「古語」の「遺」を「拾」集したものの、という意に解せられる。「古語」は、昔語り・古伝承の意と、古い語句の意と、二様に解せられる。(中略)本書における使用例を見ると、(中略)語句に重点が置かれており、古伝承をさして「古語」という例は見られない。

「遺」は、本書では「所遺」の語形で用いられており、序に、「国史家牒雖載其由略、一二委曲猶有所遺、(中略)」とあって、これは後段に、(中略)挙げられた、十一ヶ条の「所遺」と対応するものであって、「正しい由来が忘れられ、現今では誤った形で行なわれていること」の意である。(中略)(宮澤俊雅)

(中略)(注)右六篇の小論は、各人が各々執筆したものを骨子として、秋本が文責を負ってまとめたものである。

この宮澤による小論は正面切つての主張ではなく、嘉禄本で、「遺」を「あやまてり」と訓じている所由を考え、施訓者の解釈を代弁したもののなのである。

言うまでもないことだが、「拾遺」という語には三つの意味がある。一は「採り残されているものを拾い集める」の意。「拾遺和歌集」「拾遺往生伝」などがこの例である。普通は「拾遺——」の形をとり、「柳樽拾遺」の形は日本語風である。

二は、「道に落ちているものを拾つて自分のものにしてしまう」の意。「途（みち）に遺（お）ちたるを拾はず」とは、君子の威徳が行き渡っているか、法規制が極端に厳しいか、の謂である。

三は、侍従の唐名。「拾遺愚草」「宇治拾遺物語」はこの例であるという。ただし拾遺官は侍従というよりは、諫言職である。「君主の見落としている過失を見つけたす」役目である。「遺」とは君主の過ちである。「あやまてる」の訓はここから来る。『古語拾遺』の書名もこの意味で解することが可能である。「古語もて拾遺す」、古伝承を論拠に君主の施政の過ちを告発する、それこそが『古語拾遺』の本旨であろう。

もう一つの事柄は「一二委曲猶有所遺」の「一二」について。新撰日本古典文庫では『類聚名義抄』（観智院本）に「一二 ツハヒラカニ」とあり嘉禄本右訓が「ツハヒラカニセルコト」であることから、「一二委曲」を「委曲を一二（つばひらか）にせること」と訓読しているが、岩波文庫はこれを「一二（いちに）の委曲（あきよく）」と訓読し、

「委曲」は詳細の意であり、ツハヒラカニスルは詳細にするの意であるから、「詳細」を「詳細にする」となり、

それでは文意をなさない。

としている。しかしこれが当たらないことは『大漢和辞典』にも引かれている『文選』の「不能一二其詳（そのつまびらかなることを一二することあたはず）」を思い浮かべれば分かるであろう。「一二」とは一つ一つ確認するという意味である。

なお、両文庫は、

其の由略を載すと雖も、委曲を一二（つばひらか）にせること猶遺（あやま）てる所有るが如し（新撰日本古典文庫）

其の由（よし）を載すと雖（いへど）も、一二の委曲、猶遺（も）りたる有り、（岩波文庫）

とよんでいるが、ここは

其の由略を載せ、委曲を一二（つばひらか）にせることありと雖も、猶遺（あやま）てる所有るが如し

とよむべきであろう。